

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和6年12月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援に関する事務として、次の手続きを行っている。 (1) 介護給付費の支給申請の受理及び支給決定等 (2) 訓練給付費等の支給申請の受理及び支給決定等 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理、支給決定 (2) 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の申請の受理、変更の決定 (3) 特定障がい者特別給付費、特例特定障がい者特別給付費の支給申請の受理、支給 (4) 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理、支給決定 (5) 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定の変更の申請の受理、変更の決定 (6) 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理、支給 (7) 障がい支援区分の認定 (8) 障がい支援区分の変更の認定 (9) 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 (10) 補装具費の支給申請の受理、支給決定 (11) 高額障がい福祉サービス等給付費の支給申請の受理、支給 (12) 他の法令による給付との調整 (13) 自立支援医療費の申請受理及び支給認定の申請内容変更(精神通院医療) (14) 自立支援医療費の申請受理、支給認定(更生医療) (15) 自立支援医療費の支給認定の変更、申請内容変更、支給認定の取消し(更生医療) (16) 医療受給者証の再交付、返還請求(精神通院医療) (17) 医療受給者証の再交付、返還請求(更生医療) (18) 地域生活支援事業に関する事務 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自立支援医療(更生医療)事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、自立支援サブシステム、援護サブシステム) 障がい者自立支援給付システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 表計算ソフト Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援給付・地域生活支援事業受給者台帳ファイル 自立支援医療(更生医療)給付台帳ファイル 自立支援医療(精神)給付台帳ファイル 補装具・日常生活用具決定台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第九条第一項及び表百十七の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第九条 番号法第十九条六号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第十九条第八号 (情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項 11・15・20・37・42・75・80・81・125・144・155・161の項 (情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条表 第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が含まれる項 144・145・146の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障がい者支援課
②所属長の役職名	障がい者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 障がい者支援課 0466-50-3528
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、申請者からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会の際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各システムにおいて、担当者及び担当業務に必要な利用範囲のみアクセス権限を付与し、アクセス方法は指紋認証とパスワード入力による二段階認証にすることで、アクセス権限の適切な管理を行っている。以上のことから、「権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策」は、十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高梨 良	安孫子 慎司	事後	人事異動のため
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(14) 自立支援医療費の申請受理、支給認定、支給（更生医療）	(14) 自立支援医療費の申請受理、支給認定（更生医療）	事後	文章修正のため
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(16) 自立支援医療費等の審査及び支払（更生医療）	【削除】	事後	削除のため
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(17) 医療受給者証の再交付、返還請求（精神通院医療）	(16) 医療受給者証の再交付、返還請求（精神通院医療）	事後	文章修正のため
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(18) 医療受給者証の再交付、返還請求（更生医療）	(17) 医療受給者証の再交付、返還請求（更生医療）	事後	文章修正のため
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(19) 地域生活支援事業に関する事務	(18) 地域生活支援事業に関する事務	事後	文章修正のため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 障がい福祉課	福祉健康部 障がい福祉課	事後	組織改正のため
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 障がい福祉課 0466-25-1111(内)3292	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉健康部 障がい福祉課 0466-25-1111(内)3292	事後	組織改正のため
平成30年1月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 16、26、56-2、57、87、116の項 （別表第二における情報照会の根拠） 108、109、110の項	番号法第19条第7号及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 8、11、16、20、26、53、56-2、57、87、108、116の項 （別表第二における情報照会の根拠） 108、109、110の項	事後	文章修正のため
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	安孫子 慎司	障がい福祉課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年3月28日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健福祉総合システム（福祉共通管理システム）	保健福祉総合システム（福祉共通管理システム、自立支援サブシステム、援護サブシステム）	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0466-25-1111(内)2661	0466-50-3567	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	0466-25-1111(内)3292	0466-50-3528	事後	
令和2年3月13日	II しきい値判断項目 1. 対象者人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	令和元年10月1日 時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和2年3月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	令和元年10月1日 時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉健康部 障がい福祉課	福祉部 障がい者支援課	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障がい福祉課長	障がい者支援課長	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉健康部 障がい福祉課 0466-50-3528	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 障がい者支援課 0466-50-3528	事後	
令和3年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 8、11、16、20、26、53、56-2、57、87、108、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108、109、110の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 8、11、16、20、26、53、56-2、57、87、108、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108、109、110の項	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和5年11月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援に関する事務として、次の手続きを行っている。 (1) 介護給付費の支給申請の受理及び支給決定等 (2) 訓練給付費等の支給申請の受理及び支給決定等 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (以下省略)	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援に関する事務として、次の手続きを行っている。 (1) 介護給付費の支給申請の受理及び支給決定等 (2) 訓練給付費等の支給申請の受理及び支給決定等 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定に従い、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (以下省略)	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に伴い、実施前に提出するもの。
令和5年11月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 84の項	番号法第9条第1項及び別表第一 84の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に伴い、実施前に提出するもの。
令和5年12月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年10月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和5年12月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年10月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和6年11月5日	・I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自立支援医療費(更生医療)事務に関する事項	事前	Public Medical Hub (PMH)のシステム改修着手前に提出するもの
令和6年11月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	(追加)	Public Medical Hub (PMH)	事前	Public Medical Hub (PMH)のシステム改修着手前に提出
令和6年11月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 84の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	番号法第9条第一項及び表百十七の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 番号法第十九条六号	事前	・Public Medical Hub (PMH)のシステム改修着手前に提出するもの ・番号法の改正によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 8、11、16、20、26、53、56-2、57、87、108、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108、109、110の項	番号法第十九条第八号(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項 11・15・20・37・42・75・80・81・125・144・155・161の項 (情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条表 第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が含まれる項 144・145・146の項	事後	・番号法及び主務省令の改正によるもの
令和6年11月5日	・IVリスク対策	委託しない	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託しないの○削除、「十分である」に変更	事前	Public Medical Hub(PMH)のシステム改修着手前に提出するもの
令和6年12月11日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	-	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載
令和6年12月11日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載
令和6年12月11日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載
令和6年12月11日	・I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	自立支援医療(更生)給付台帳ファイル	自立支援医療(更生医療)給付台帳ファイル	事後	文章修正のため